

1 部活動の基本的な考え

- ・ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- ・ 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- ・ 生徒の心身の健康管理とともに、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・ 熱中症事故を防止するため、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則行わない等、適切に対応する。実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等を行い、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早めの水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。
- ・ 感染症予防対策等については、県の方針に準じながら、適時適切な対応を徹底する。

2 部活動の休養日の設定

- ・ 学期中は週当たり１日以上を休養日とする。
- ・ 長期休業期間中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 部活動の活動時間

- ・ １日の活動時間は、平日は２時間程度、休日は４時間程度とする。ただし、各部活動の特性に応じて、柔軟に対応する。

4 部活動の朝の活動

- ・ 原則として、朝の活動は行わない。ただし、複数の部が重複して活動を行う等の状況により、体育館やグラウンドの使用に制限がかかる場合や公式大会前等は、柔軟に対応する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・ 茨城県高等学校体育連盟・茨城県高等学校野球連盟・茨城県高等学校文化連盟等が定める参加する大会数の上限の目安を超えることがないように参加する大会・試合等を精査する。

6 文化部の活動

- ・ 運動部に準じた扱いとする。